

国指定天壳島鳥獸保護区
天壳島特別保護地区
指定計画書

平成 23 年 10 月 1 日

環境省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

天売島特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

天売島鳥獣保護区のうち、大字天売字千鳥ヶ浦 9-1、9-2 及び 9-3 の区域、千鳥ヶ浦 10 のうち豊畑-17 と豊畑-18-1 との境界線を見透かした線より南側の区域並びに豊畑-80 及び豊畑-81 の区域（ゴメ岬から赤岩に至る地先岩礁を含む）。

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 23 年 10 月 1 日から平成 43 年 9 月 30 日まで（20 年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

集団繁殖地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、羽幌港から西北西約 28km の海上に位置する天売島の北西部一帯と周辺の岩礁から構成されている。

北西部一帯は断崖絶壁が連なり、その崖地岩棚及び上部斜面は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物種であり環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠA類のウミガラスの他、絶滅危惧ⅠA類のウミスズメ、絶滅危惧Ⅱ類のケイマフリ、ウトウなど 8 種類計約 60 万羽に及ぶ海鳥の重要な繁殖地となっている。

このように、当該区域は海鳥の集団繁殖地として重要な場所であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域で繁殖する海鳥を始めとする鳥獣の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

保護管理方針

- 1) 集団繁殖地の保護区として、ウミガラスを始めとする海鳥の保護と繁殖地の保全を図るため適切な管理に努める。
- 2) 鳥類のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- 3) 鳥類の生息・繁殖環境を適切に保護するため、現場の巡視、関係地方公共団体、

関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積	117ha		
内訳			
ア 形態別内訳			
林野	- ha		
農耕地	- ha		
水面	- ha		
その他	117ha		
イ 所有者別内訳			
国有地	87ha		
{ 国有林 { 林野庁所管 { 制限林 { 普通林 { その他	- ha	- ha	{ 保安林 { 砂防指定地 { その他
	- ha	- ha	
	87ha		
	87ha		
国有林以外の国有地（財務省所管）	87ha		
地方公共団体有地	30ha	道有地	- ha
		町有地	30ha
私有地等	- ha		
公有水面	- ha		
ウ 他の法令による規制区域			
自然環境保全法による地域	- ha	自然環境保全地域特別地区	- ha
		自然環境保全地域普通地区	- ha
自然公園法による地域	117ha	特別保護地区	117ha
名称（暑寒別天売焼尻国定公園）		特別地域	- ha
		普通地域	- ha
文化財保護法による地域			117ha
名称（国指定天然記念物 天売島海鳥繁殖地）			

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

天売島は、北海道北西部の日本海側、羽幌港から西北西約 28km の沖合に位置している。当該区域は、天売島の北西部一帯と周辺の岩礁から構成されている。

イ 地形、地質等

天売島北西部は海蝕地形が発達し、100m を超える急な崖が海に臨み、歩行不可能なところが多い。天売島西南端の赤岩には赤褐色の火山角礫岩が発達する。赤岩灯台付近より屏風岩にかけての崖に露出する火山岩類はゆるやかに東に傾いているのが観察される。島の北側の観音岬付近には上部溶岩が露出し、板状節理が発達する。

ウ 植物相の概要

天売島北西岸では、海岸断崖上部に草本群落としてナガバキタアザミートウゲブキ群落が形成されており、イワヨモギ、センダイハギ、エゾノヨロイグサ、オオブキ、アキカラマツなどがみられる。本群落は冬季季節風を直接受ける海岸断崖に成立する自然草原群落であり、特に海鳥の営巣が多い箇所はイワヨモギやイワノガリヤス、オオイタドリが優占する。

近年、ウトウの繁殖地である西端部ではイワノガリヤスの面積が拡大しており、一部では裸地化が進んでいる。

エ 動物相の概要

島の北西部の崖地岩棚及び上部斜面で、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠA類のウミガラス、絶滅危惧Ⅱ類のケイマフリ、絶滅危惧ⅠA類のウミスズメのほか、ウミウ、絶滅危惧ⅠB類のヒメウ、オオセグロカモメ、ウミネコ及びウトウの8種の海鳥が繁殖している。なかでもウトウは近年の知見ではおよそ30万つがいと推定されており、世界最大級の繁殖地となっている。またウミガラスとウミスズメは国内では天売島でのみ繁殖している。

ウミガラスは、近年、生息数が数つがい十数羽と減少しており、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき、保護増殖事業が展開されている。

ウミガラス以外の海鳥について、鳥獣保護区当初指定時（1980年代）と比べると、ウミネコは大幅に減少しているが、ウトウやオオセグロカモメなどは増加している。

獣類は、ゴマフアザラシのほか、オオアシトガリネズミ、エゾヤチネズミが確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類 別表参照

イ 獣類 別表参照

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

なし

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

(1) 鳥獣保護区用制札 3 本

(2) 特別保護地区用制札 5 本

(3) 案内板 1 基

別表

ア. 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
【アビ目】	アビ科	アビ	
		オオハム	
		シロエリオオハム	
		ハシジロアビ	
【カイツブリ目】	カイツブリ科	カイツブリ	
		ハジロカイツブリ	
		ミミカイツブリ	
		アカエリカイツブリ	
		カンムリカイツブリ	
【ミズナギドリ目】	ミズナギドリ科	フルマカモメ	
		アカアシミズナギドリ	
		ハイイロミズナギドリ	
		ハシボソミズナギドリ	
	ウミツバメ科	ハイイロウミツバメ	
【ペリカン目】	ウ科	カワウ	
		○ ウミウ	
		○ ヒメウ	EN
	グンカンドリ科	コグンカンドリ	
【コウノトリ目】	サギ科	<u>サンカノゴイ</u>	EN
		ヨシゴイ	NT
		ゴイサギ	
		ササゴイ	
		アカガシラサギ	
		アマサギ	
		ダイサギ	
		チュウサギ	NT
		コサギ	
		アオサギ	
	トキ科	へらサギ	DD
【カモ目】	カモ科	<u>マガン</u>	NT、国天
		<u>ヒシクイ</u>	VU、国天
		オオハクチョウ	

目	科	種または亜種	種の指定等
		コハクチョウ	
		オシドリ	DD
		マガモ	
		カルガモ	
		○ コガモ	
		ヨシガモ	
		オカヨシガモ	
		ヒドリガモ	
		オナガガモ	
		シマアジ	
		ハシビロガモ	
		キンクロハジロ	
		ホシハジロ	
		スズガモ	
		コケワタガモ	
		クロガモ	
		ビロードキンクロ	
		○ シノリガモ	
		コオリガモ	
		ホオジロガモ	
		ミコアイサ	
		○ ウミアイサ	
【タカ目】	タカ科	ミサゴ	NT
		○ トビ	
		<u>オジロワシ</u>	国内希少、EN、国天
		<u>オオワシ</u>	国内希少、VU、国天
		<u>オオタカ</u>	国内希少、NT
		ツミ	
		ハイタカ	NT
		ケアシノスリ	
		オオノスリ	
		ノスリ	
		ハイイロチュウヒ	
		マダラチュウヒ	
		<u>チュウヒ</u>	EN

目	科	種または亜種	種の指定等
	ハヤブサ科	シロハヤブサ <u>ハヤブサ</u> チゴハヤブサ アカアシチョウゲンボウ チョウゲンボウ コチョウゲンボウ	国内希少、VU
【キジ目】	キジ科	ウズラ コウライキジ	NT
【ツル目】	ツル科	<u>ナベヅル</u> カナダヅル	国際希少、VU
	クイナ科	ヒクイナ シロハラクイナ オオバン	VU
【チドリ目】	チドリ科	コチドリ イカルチドリ メダイチドリ ムナグロ タゲリ	
	シギ科	キョウジョシギ トウネン オジロトウネン ヒバリシギ ハマシギ サルハマシギ <u>アカアシシギ</u> コアオアシシギ アオアシシギ クサシギ タカブシギ メリケンキアシシギ キアシシギ イソシギ ソリハシシギ チュウシャクシギ ヤマシギ	VU

目	科	種または亜種	種の指定等
		タシギ	
		オオジシギ	NT
		コシギ	
	セイタカシギ科	<u>セイタカシギ</u>	VU
	ヒレアシシギ科	ハイイロヒレアシシギ アカエリヒレアシシギ	
	ツバメチドリ科	<u>ツバメチドリ</u>	VU
	トウゾクカモメ科	クロトウゾクカモメ トウゾクカモメ	
	カモメ科	ユリカモメ セグロカモメ ○ オオセグロカモメ ワシカモメ シロカモメ カモメ ○ ウミネコ ミツユビカモメ アカアシミツユビカモメ クロハラアジサシ アジサシ <u>コアジサシ</u>	国際希少、VU
	ウミスズメ科	<u>ウミガラス</u> ハシブトウミガラス ○ <u>ケイマフリ</u> マダラウミスズメ <u>ウミスズメ</u> エトロフウミスズメ シラヒゲウミスズメ コウミスズメ ウミオウム ウトウ <u>エトピリカ</u>	国内希少、CR VU DD CR 国内希少、CR
【ハト目】	ハト科	○ キジバト アオバト	
【カッコウ目】	カッコウ科	ジュウイチ	

目	科	種または亜種	種の指定等
		カッコウ	
		ツツドリ	
		ホトトギス	
【フクロウ目】	フクロウ科	シロフクロウ	
		トラフズク	
		コミミズク	
		コノハズク	
		オオコノハズク	
		アオバズク	
		フクロウ	
【アマツバメ目】	アマツバメ科	ハリオアマツバメ	
		○ アマツバメ	
		ヒマラヤアマツバメ	
【ブッポウソウ目】	カワセミ科	ヤマショウビン	
		カワセミ	
	ブッポウソウ科	<u>ブッポウソウ</u>	EN
	ヤツガシラ科	ヤツガシラ	
【キツツキ目】	キツツキ科	アリスイ	
		○ アカゲラ	
		コアカゲラ	
		コゲラ	
【スズメ目】	ヒバリ科	ヒメコウテンシ	
		コウテンシ	
		ヒバリ	
	ツバメ科	ショウドウツバメ	
		ツバメ	
		コシアカツバメ	
		イワツバメ	
	セキレイ科	ツメナガセキレイ	
		キセキレイ	
		○ ハクセキレイ	
		セグロセキレイ	
		マミジロタヒバリ	
		ヨーロッパビンズイ	
		ビンズイ	

目	科	種または亜種	種の指定等
		セジロタヒバリ	
		ムネアカタヒバリ	
		タヒバリ	
	サンショウクイ科	<u>サンショウクイ</u>	VU
	ヒヨドリ科	○ ヒヨドリ	
	モズ科	<u>チゴモズ</u>	CR
		○ モズ	
		アカモズ	EN
		オオモズ	
		オオカラモズ	
	レンジャク科	キレンジャク	
		ヒレンジャク	
	ミソサザイ科	ミソサザイ	
	イワヒバリ科	イワヒバリ	
	ツグミ科	コマドリ	
		シマゴマ	
		ノゴマ	
		コルリ	
		ルリビタキ	
		ジョウビタキ	
		○ ノビタキ	
		ハシグロヒタキ	
		セグロサバクヒタキ	
		サバクヒタキ	
		イソヒヨドリ	
		ヒメイソヒヨ	
		トラツグミ	
		マミジロ	
		カラアカハラ	
		クロツグミ	
		アカハラ	
		シロハラ	
		マミチャジナイ	
		○ ツグミ	
	ウグイス科	ヤブサメ	

目	科	種または亜種	種の指定等
		○ ウグイス	
		○ エゾセンニュウ	
		シマセンニュウ	
		マキノセンニュウ	
		○ コヨシキリ	
		オオヨシキリ	
		キマユムシクイ	
		カラフトムシクイ	
		メボソムシクイ	
		ムジセツカ	
		エゾムシクイ	
		センダイムシクイ	
		ククイタダキ	
	ヒタキ科	マミジロキビタキ	
		キビタキ	
		ムギマキ	
		オジロビタキ	
		オオルリ	
		サメビタキ	
		エゾビタキ	
		コサメビタキ	
	エナガ科	エナガ	
	シジュウカラ科	ヒガラ	
		ヤマガラ	
		シジュウカラ	
	ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ	
	キバシリ科	キバシリ	
	メジロ科	メジロ	
		チョウセンメジロ	
	ホオジロ科	シラガホオジロ	
		ホオジロ	
		シロハラホオジロ	
		ホオアカ	
		コホオアカ	
		キマユホオジロ	

目	科	種または亜種	種の指定等
		カシラダカ	
		ミヤマホオジロ	
		シマアオジ	CR
		シマノジコ	
		ノジコ	NT
		○ アオジ	
		クロジ	
		オオジュリン	
		ツメナガホオジロ	
		ユキホオジロ	
	アトリ科	アトリ	
		○ カワラヒワ	
		マヒワ	
		ベニヒワ	
		コベニヒワ	
		ハギマシコ	
		アカマシコ	
		オオマシコ	
		ギンザンマシコ	
		イスカ	
		ベニマシコ	
		ウソ	
		コイカル	
		イカル	
		シメ	
	ハタオリドリ科	ニュウナイスズメ	
		○ スズメ	
	ムクドリ科	ギンムクドリ	
		シベリアムクドリ	
		○ コムクドリ	
		ホシムクドリ	
		ムクドリ	
	コウライウグイス科	コウライウグイス	
	カラス科	カササギ	
		ホシガラス	

目	科	種または亜種	種の指定等
		ニシコクマルガラス	
		コクマルガラス	
		ミヤマガラス	
		○ ハシボソガラス	
		○ ハシブトガラス	
		ワタリガラス	
合計	17 目	53 科	283 種

イ. 獣類

	目	科	種または亜種	種の指定等
	【モグラ目】	トガリネズミ科	オオアシトガリネズミ	
	【ネコ目】	アザラシ科	ゴマフアザラシ	
	【ネズミ目】	ネズミ科	エゾヤチネズミ	
合計	3目	3科	3種	

(注)

1. 鳥獣の目・科・種（和名）及び配列は、日本野生鳥獣目録（平成14年7月、環境省自然環境局 野生生物課）に拠った。

2. 種の指定等の要件は次のとおりである。

国天：国指定天然記念物

国特天：国指定特別天然記念物

レッドリスト（平成18年、環境省）（ア. 鳥類）

レッドリスト（平成19年、環境省）（イ. 獣類）

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧

DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

3. ○印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号の規定によ

り特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。